

◎過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)

改正案	現行
<p>(過疎地域)</p> <p>第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)の区域をいう。</p> <p>一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値(以下この項において「財政力指数」という。)で平成八年度から平成十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四二以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>二 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成十八年度か</p>	<p>(過疎地域)</p> <p>第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)の区域をいう。</p> <p>一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値(次号において「財政力指数」という。)で平成八年度から平成十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四二以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>二 (略)</p>

ら平成二十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五六以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口から当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値（以下この号において「四十五年間人口減少率」という。）が〇・三三以上であること。

ロ 〇・二 （略）

三 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四九以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十二年の人口から当該市町村人口に係る昭和六十年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十年の人口から当該市町村人口に係る平成二十二年の人口を控除して得

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値（以下「四十五年間人口減少率」という。）が〇・三三以上であること。

ロ 〇・二 （略）

（新設）

た人口を当該市町村人口に係る昭和四十年の人口で除して得た数値（以下この号において「四十五年間人口減少率」という。）が〇・三三以上であること。

ロ 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十二年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三二以上であること。

ハ 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十二年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一二以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和六十年の人口から当該市町村人口に係る平成二十二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和六十年の人口で除して得た数値が〇・一九以上であること。

2
(略)

(過疎地域自立促進のための地方債)

第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備

2
(略)

(過疎地域自立促進のための地方債)

第十二条 (略)

につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができ。

一〇三（略）

四 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所

五 観光又はレクリエーションに関する施設

六 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの

七・八（略）

九 一般廃棄物処理のための施設

十 火葬場

十一〇十五（略）

十六 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設

十七（略）

十八 公立の小学校若しくは中学校又は市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール及び寄宿舎並びに公立の小学校若しくは中学校又は市町村立の高等学校の教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための

一〇三（略）

（新設）

四（略）

（新設）

五・六（略）

（新設）

（新設）

七〇十一（略）

（新設）

十二（略）

十三 公立の小学校又は中学校の校舎、屋内運動場及び寄宿舎並びに公立の小学校又は中学校の教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設

自動車又は渡船施設

十九〽二十三 (略)

2・3 (略)

十四〽十八 (略)

2・3 (略)

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）

改正案	現行
<p>（過疎地域自立促進特別措置法の一部改正）</p> <p>第四十五条 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条第一項第十五号中「施設」の下に「及び幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。）」を加える。</p> <p>別表児童福祉施設の項中「保育所」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加える</p>	<p>（過疎地域自立促進特別措置法の一部改正）</p> <p>第四十五条 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条第一項第十一号中「施設」の下に「及び幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。）」を加える。</p> <p>別表児童福祉施設の項中「保育所」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加える。</p>